

平成 26 年度

福岡県国民保護計画

福 岡 県

目 次

第1編 総 論	1
　第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ	1
2 県国民保護計画の構成	2
3 用語の意義	3
4 県国民保護計画の見直し、変更手続	5
5 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	5
　第2章 国民保護措置に関する基本方針	6
1 国民に対する情報提供	6
2 関係機関相互の連携協力の確保	6
3 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施の確保	6
4 基本人権の尊重	7
5 国民の権利利益の迅速な救済	7
6 国民の協力	7
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	8
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	8
　第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	10
　第4章 県の地理的、社会的特徴	14
　第5章 県国民保護計画が対象とする事態	19
1 武力攻撃事態	19
2 緊急対処事態	21
 第2編 平素からの備えや予防	24
　第1章 組織・体制の整備等	24
　　第1 県における組織・体制の整備	24
1 県の各部局における平素の業務	24
2 県職員の収集基準等	26
3 国民の権利利益の救済に係る手続等	27
4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	28
　　第2 関係機関との連携体制の整備	29
1 基本的考え方	29
2 国の機関との連携	29
3 他の都道府県との連携	30
4 市町村との連携	31
5 指定都市との連携（連絡組織の設置）	32
6 指定公共機関等との連携	32
7 自主防災組織等に対する支援	33
　　第3 通信の確保	34
　　第4 情報収集・提供等の体制整備	36

1 基本的考え方	3 6
2 警報等の通知に必要な準備	3 6
3 市町村における警報の伝達に必要な準備等	3 7
4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	3 7
5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	3 9
6 被災情報の収集・報告に必要な準備	3 9
7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	3 9
第5 研修及び訓練	4 0
1 研修	4 0
2 訓練	4 0
第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	4 2
1 避難に関する基本的事項	4 2
2 救援に関する基本的事項	4 3
3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	4 4
4 交通の確保に関する体制等の整備	4 5
5 避難施設の指定	4 5
6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	4 7
第3章 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	4 8
第1 生活関連等施設の把握等	4 8
1 生活関連等施設の把握	4 8
2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	4 9
3 市町村における平素からの備え	5 0
第2 県が管理する公共施設等における警戒	5 1
第3 武力攻撃原子力災害等に備えた体制整備	5 2
第4章 物資及び資材の備蓄、整備	5 3
1 基本的考え方	5 3
2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	5 3
3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	5 4
4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	5 4
5 市町村及び指定地方公共機関が管理するライフライン施設の代替性の確保	5 4
第5章 国民保護に関する啓発	5 5
1 国民保護措置に関する啓発	5 5
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	5 5
3 市町村における国民保護に関する啓発	5 6
第3編 武力攻撃事態等への対処	5 7
第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置	5 7
1 国民保護対策準備室の設置及び初動措置	5 7
2 国民保護対策本部に移行する場合の調整	5 8
3 当初事故災害等と判断して対応した場合の調整	5 9
4 国民保護対策準備室設置時における県の業務等	6 0

5 市町村における初動体制の迅速な確立及び初動措置	62
第2章 県対策本部の設置等	63
1 県対策本部の設置	63
2 通信の確保	68
3 県対策本部設置時における県対策本部及び県の業務等	69
第3章 関係機関相互の連携	73
1 国対策本部との連携	73
2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	73
3 自衛隊の部隊等の派遣要請等	73
4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	74
5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	75
6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	75
7 県の行う応援等	76
8 自主防災組織等に対する支援等	76
9 住民への協力要請	77
第4章 警報及び避難の指示等	78
第1 警報の通知及び伝達	78
1 警報の通知等	78
2 市町村長の警報伝達の基準	79
3 緊急通報の発令	81
第2 避難の指示等	83
1 避難措置の指示	83
2 避難の指示	84
3 避難の方法の基本的考え方	89
4 大都市における住民の避難等	92
5 各事態での避難の指示の考え方	93
6 県による避難住民の誘導の支援等	97
7 避難実施要領	99
8 病院等の施設の管理者の責務	103
9 被災地等における安全確保等	103
第5章 救援	104
1 救援の実施	104
2 関係機関との連携・協力	105
3 救援の内容	106
4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	108
5 救援の際の物資の壳渡し要請等	109
第6章 安否情報の収集・提供	110
1 安否情報の収集	110
2 総務大臣に対する報告	111
3 安否情報の照会に対する回答	111
4 日本赤十字社に対する協力	112
5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準	112

第7章 武力攻撃災害への対処	113
第1 生活関連等施設の安全確保等	113
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	113
2 武力攻撃災害の兆候の通報	113
3 生活関連等施設の安全確保	114
4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	116
5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	116
第2 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等	117
1 武力攻撃原子力災害への対処	117
2 N B C攻撃による災害への対処	119
第3 応急措置等	122
1 退避の指示	122
2 事前措置等の指示	123
3 警戒区域の設定	123
4 応急公用負担等	124
5 消防に関する措置等	124
第8章 被災情報の収集及び報告並びに情報提供	126
第9章 保健衛生の確保その他の措置	127
1 保健衛生の確保	127
2 廃棄物の処理	127
3 文化財の保護	128
第10章 国民生活の安定に関する措置	130
1 生活関連物資等の価格安定	130
2 避難住民等の生活安定等	131
3 生活基盤等の確保	132
第11章 交通規制	133
第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	135
 第4編 復旧等	138
第1章 応急の復旧	138
1 基本的考え方	138
2 ライフライン施設の応急の復旧	139
3 輸送路の確保に関する応急の復旧等	139
第2章 武力攻撃災害の復旧	140
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	141
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	141
2 損失補償、実費弁償及び損害補償	142
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	142
4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	142
 第5編 緊急対処事態への対処	144
1 緊急対処事態	144

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	144
対応事例編	145
1 弹道ミサイル攻撃への対応事例	145
2 列車等の爆破への対応事例	151
資料編	158
1 関係機関の連絡窓口	158
(1) 指定行政機関等	158
(2) 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）	160
(3) 関係指定公共機関	162
(4) 指定地方公共機関	165
(5) 市町村	168
(6) 消防本部（局）	172
2 安否情報省令	174
3 火災・災害等即報要領	181
4 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク回線構成図	199
5 災害拠点病院一覧表	200
6 二種感染症指定医療機関一覧表	201
7 緊急交通路一覧表	201
8 主要路線表	202
9 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧	205